

清水港海洋文化拠点施設整備事業を 取り巻く背景について

2018.08.08

静岡市海洋文化都市推進本部

海洋文化拠点施設整備を取り巻く背景 ①日の出地区の今後の開発

- 海洋文化拠点施設の建設を予定している日の出地区は、今後、年間100回以上の客船寄港を想定したクルーズ船ターミナルの整備や、防災性と快適性を兼ね備えた防潮堤、緑地の整備、などが進められ、国内外から多くの人々が訪れるエリアへの転換が進められる予定です。
- また、これまで物流機能として使われた埠頭背後エリアにおいても、歴史的な倉庫などの資源を活かした周辺開発が期待されています。

海洋文化拠点施設は、今後の日の出地区の賑わいの核となり、周辺の施設、公共空間と連携して、清水を訪れる多くの人々の交流の拠点となることが求められています。



海洋文化拠点施設整備を取り巻く背景 ②清水港・駿河湾周辺における海洋研究・産業の集積

- 日本一深い駿河湾や長い歴史を持つ清水港周辺には、従来から、多様な海洋研究・産業の集積があります。
- そうした地域資源を活かし、新たな海洋産業創出や、さらなる研究・産業の集積を図るため、産学官関係者により、海洋産業クラスター形成を目指した取り組みが進められています。

海洋文化拠点施設は、こうした海洋研究・産業の活動と連携して発信・交流の場となることが期待されています。

清水港周辺に集積する多様な地域資源

清水港の発展を担ってきた造船産業

★大型漁船建造総トン数 全国1位

造船からの派生産業

- ★船舶エンジン
- ★船舶装備品・電装品
- ★センサー等
- ★漁業用装備等

食品関連メーカー

- ★缶詰
- ★水産加工等

★水産缶詰製造 全国1位

海洋調査企業グループ

- ★コンサルティング
- ★沿岸・水域調査
- ★微生物試験
- ★理化学分析

海洋工事・潜水作業

- ★日本潜水協会関連企業

ものづくり基盤技術

- ★大手電機機械メーカー
- ★ロボット・FA
- ★切削・位置決め
- ★表面処理・溶接・塗装
- ★プラスチック成型加工

豊かな駿河湾資源

- ★世界的にも珍しい地形と生態系
- ★深海生物
- ★海底遺産
- ★桜エビ・シラス等海産資源
- ★地形探査
- ★駿河トラフ
- ★波力、海流等自然エネルギー資源

レジャー関連産業

- ★ヨットハーバー
- ★シーカヤック
- ★釣り具メーカー等

水産総合研究機関

- ★水産研究・教育機構 (国際水産資源研究所)

水産業

- ★用宗漁港 (駿河区)
- ★由比漁港 (清水区)
- ★焼津漁港 (焼津市)

JAMSTEC

「ちきゅう」停泊

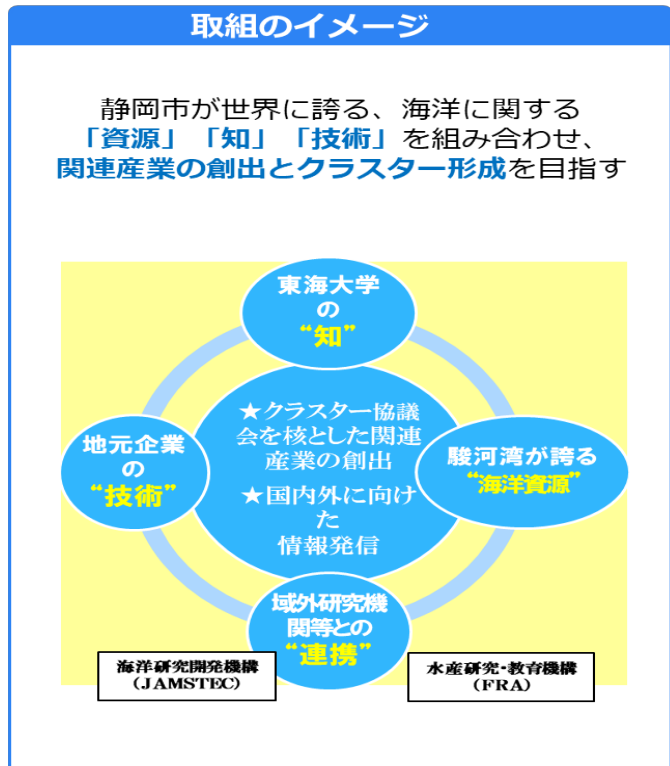
LNG供給基地

**三保地下水を
活用した
マグロ陸上養殖**

東海大学海洋学部

- ★海洋研究所
- ★地震予知研究所
- ★調査研究船「望星丸」
- ★海洋科学博物館
- ★海洋70ソフィア教育センター

日本唯一の総合海洋学部



海洋文化拠点施設整備を取り巻く背景 ③世界を視野に入れた海洋の持続可能性の発信

- 2015年に、ニューヨーク国連本部における「国連持続可能な開発サミット」の成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」＝SDGsが採択されました。その中の17の目標の一つに「海の豊かさを守ろう」が掲げられ、具体的な取り組みターゲットとして、海洋汚染の防止や生態系の保護、持続可能な漁業などを科学的知見に基づいて進めていくことなどが掲げられています。
- SDGsの普及を契機として、世界レベルで海の豊かさを持続可能なものにするための取り組みが進められています。静岡市も平成30年にSDGsを推進するSDGs未来都市に選定されています。

海洋文化拠点施設は、最先端の海洋・地球科学の知見を集め、発信する機能を活かし、世界を視野に入れた海洋の持続可能性の取り組みをけん引できる場となる可能性を持っています。



国連SDGs 目標14

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。

項目1	項目2	項目3	項目4	項目5	項目6	項目7
2025年までに、陸上活動による海洋堆積物や富栄養化をはじめ、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させる。	2020年までに、海洋および沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組みなどを通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現する。	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響に対処し、最小限化する。	2020年までに、漁獲を効果的に規制して、乱獲や違法・無報告・無規制漁業および破壊的な漁業慣行を撤廃し、科学的情報に基づいた管理計画を実施することにより、実現可能な最短期間で水産資源を、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる持続的生産量のレベルまで回復させる。	2020年までに、国内法および国際法に則り、入手可能な最適な科学的情報に基づいて、沿岸・海洋エリアの最低10%を保全する。	2020年までに、開発途上国および後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、差異のある特別な待遇がWTO漁業補助金交渉*の不可分の要素であるべきことを認識したうえで、過剰生産や乱獲につながる漁業補助金を禁止し、IUUにつながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	2030年までに、漁業、水産養殖、および観光の持続可能な管理などを通じた、小島嶼開発途上国および後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的利益を増加させる。